

別表八の二

「5」欄に記載がある場合又は「26」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で「29」欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	()
-------------	---	---	-----	-----

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (22の計)	1	円	関 係 法 人 株 式 等	負の債額	総 資 産 価 額 (18の計)	9	円
受 取 配 当 等 の 額 (25の計)	2		負の債額の子計等算	利の	期末関係法人株式等の帳簿価額 (19の計)	10	
当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	3				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (8) × $\frac{10}{9}$	11	
連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	4				受 取 配 当 等 の 額 (29の計)	12	
特 別 利 子 の 額	5				期末その他株式等の帳簿価額 (20の計) + (21の計)	13	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七の二(二)「29」のうち多い金額)	6		そ の 他	負の債額			
連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「10」)	7						
計 (3) - (4) - (5) - (6) + (7)	8						

「5」欄
損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の104第1項」
② 「区分番号」欄: 「10276」
③ 「適用額」欄: 当該別表八の二「5」欄の金額(円単位)

総 資 産						
区 分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	(10) - (17)	式等の帳簿価額	株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × $\frac{50又は25}{100}$
	16	17	18	19	20	21
前 期 末 現 在 額	円	円	円	円	円	円
当 期 末 現 在 額						
計						

受 取 配 当 等 の 額 の 明 細						
完全子法人株式等	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の103」 ② 「区分番号」欄: 「10275」 ③ 「適用額」欄: 当該別表八の二「26」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「29」欄の金額の合計額(円単位)					受 取 配 当 等 の 額 22 円
関係法人株式等	連結法人の名称	有期間	23	24	25	うち益金の額に入される金額 益金不算入の対象となる金額 (23) - (24)
計						
その他株式等	株式等を保有する連結法人の名称	本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)	受取配当等の額 (その収入額 × $\frac{100, 50又は25}{100}$)	26	27	左のうち益金の額に算入される金額 28 29 円
計						

個 別 帰 属 額 の 計 算								
連 結 法 人 名			個 別 帰 属 額 (3) + (37) + (41)	30	円			
完全子法人株式等	関係法人株式等		そ の 他 株 式 等					
受取配当等の額 (1)	31	円	受取配当等の額 (2)	34	円	受取配当等の額 (12)	38	円
受取配当等の益金不算入額 (3)	32		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (1)	35		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (1)	39	
(3) × $\frac{22のうち当該連結法人分}{22の計}$	33		受取配当等の益金不算入額 (3) - (3)	36		受取配当等の益金不算入額 ((38) - (39)) × 50%	40	
			(3) × $\frac{22のうち当該連結法人分}{22の計}$	37		(4) × $\frac{27のうち当該連結法人分}{27の計}$	41	

別表八の二 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分